

教育ひょうご

発行所 神戸市中央区中山手通4丁目10-8
兵庫県教職員組合
発行人 兵庫県教職員組合 代表者 雄一郎
編集人 池田啓子
電話 050(3538)2346
1部7円 年定価280円
(組合員の購読料は組合費の中に含む)
2013/10・15

No. 1845

2面

・教育課程編成講座(後期) 教育講演会
「子どもの声に耳を傾けてみませんか？」

総力を結集し、団結の力でたたかいてこよう！

県人事委員会 要請行動

第1波統一決起集会

9月30日、兵教組と県職労は県人事委員会に対し、各地区・支部代表による要請行動をおこなった。兵庫県人事委員長宛てのジャンボハガキを手渡し、現場の切実な要求をもとに、生活改善・士気高揚につながる勧告をもとめた。

同日、両組合は兵庫県民会館にて「第1波統一決起集会」を開催し、兵教組からはおよそ300人が参加した。

県職労の志水委員長は集会冒頭で、「私たち公務員労働者は、憲法28条に定められた労働基本権が制約されているが、その代償措置である人事院勧告制度が全く蔑ろにされている。この間の行革による人員削減・給与カットなどで労働強化がすすみ、教職員、県職員は精神的にも肉体的にも限界にきている。職場での意思統一を丁寧にするため、最後まで団結してたたかいてこよう」とあいさつした。

両組合6人からの決意表明では、兵教組から小林中西播地区委員長、専門部より須貝栄養教員部部長、青年女性より井上女性部副部長が決意を述べた。(左記要旨掲載)

一を丁寧にするため、最後まで団結してたたかいてこよう」とあいさつした。

県職労とともに、10月3日に第2回人事委員会事務局長交渉、10月8日に人事委員長交渉をおこなった。9月3日の申し入れに対する検討状況の説明と、人事委員会の主体性を発揮した積極的なとりくみにつながる報告をもとめた。

全体として不満が残る『報告』であるが、国の「要請」による給与減額措置や、人事院が表明した「給与制度の総合的見直し」については、他団体より踏み込んだ報告となっていることは、この間のとりくみの成果である。

いよいよ舞台は対県闘争へと移るが、他県の動向や第2次行革プランの検証結果等により、予断を許さない厳しいたたかいとなる。対県確定闘争勝利に向け、各支部での要求実現集会を成功させ、県教育長宛「要求書」の完全集約、全分会からののがき行動をはじめとした、よりいっそう強固な団結と闘争態勢を確立し、たたかいてこよう。

◆和食コース
前菜……………柿膳 三つ葉 いくら
造り……………鯛 鮪 あしらえ色々
炊き合わせ…焼き茄子と秋刀魚の蒸し物
焼き物……………鮭の柚庵焼 プチ焼き芋 栗の葉餅
揚げ物……………太刀魚のあら揚げ
ご飯……………栗ご飯 香の物
留碗……………合わせ味噌汁立て
水菓子……………季節に熟するもの

◆洋食コース
オードブル…合鴨スモーク 黒胡椒風味
スープ……………オニオングラタンスープ
(メインディッシュは下記の①魚、②肉料理からお選び下さい)
①魚料理……………目板カレイのムニエル バターきのこソース
②肉料理……………牛ロースのステーキ
季節のサラダ
パン又はライス
デザート
コーヒー又は紅茶

※日・祝の営業時間は18:00までとなっておりますが、ご予約の際は事前にお問い合わせ下さい。

統一決起集会での決意表明(要旨)



中西播地区
小林委員長
(姫路支部)

「いじめ」「不登校」「子ども虐待」等々、重い課題が山積する教育現場で、我々は子どもたちの豊かな学びを保障するために日々頑張っている。そのような実態がありながら、6年目に入った「独自カット」をまだ続けるのか。このままでは、教職員の士気低下だけでなく、子どもたちへの教育に悪影響を及ぼすことにもなりかねない。

現在、私たち栄養教職員の定年退職後の再任用は、定数内のフルタイム任用しかない。退職後、今のよう

なハードな仕事を続けることは難しく、まして、賃金は6・7割というのでは、モチベーションもあがらない。現在、再任用で働く栄養教職員は県内に2人しかいないことが、まさにそのあらわれである。

また、定年退職も増加している。その多くは女性で、退職理由は「介護」が多い。社会の高齢化がすすむ今後、介護の問題は、男性の課題にもなっていくことは間違いない。

兵教組女性部は、誰もが働きやすい職場づくり、安心して働き続けることができるような制度の確立を強くもとめる。

兵教組女性部は、誰もが働きやすい職場づくり、安心して働き続けることができるような制度の確立を強くもとめる。

兵教組女性部は、誰もが働きやすい職場づくり、安心して働き続けることができるような制度の確立を強くもとめる。

兵教組女性部は、誰もが働きやすい職場づくり、安心して働き続けることができるような制度の確立を強くもとめる。

兵教組女性部は、誰もが働きやすい職場づくり、安心して働き続けることができるような制度の確立を強くもとめる。

兵教組女性部は、誰もが働きやすい職場づくり、安心して働き続けることができるような制度の確立を強くもとめる。

夏休みファミリーパズル当選者発表



夏休みファミリーパズルにご応募いただき、ありがとうございます。応募総数93通のうち、正解者の中から抽選で20名様に粗品をお送りいたします。

パズルの解答とともに、第23回参議院選挙で三選を果した神本みえ子さんへのお祝いメッセージや、5.15沖縄平和行進の参加者によるリポートへの感想など、もいただきました。

皆さんのご意見・ご感想を参考とし、より良い紙面づくりをめざして参ります。今後ともよろしくお願ひします。(編集部)

足立はる子(丹波市)、磯田かおり(伊丹市)、伊藤義彦(洲本市)、遠藤拓斗(多可町)、大西景子(小野市)、神田真美(加東市)、岸本幸代(加古川市)、北川君子(相生市)、北川さゆり(姫路市)、串田恵美(加西市)、毛戸尚子(西宮市)、高橋誠司(西脇市)、竹内隆(神戸市)、谷拓人(神戸市)、坂東日出夫(姫路市)、溝口慎之(西宮市)、満田誠(姫路市)、本山典之(篠山市)、山本公大(三木市)、和田由紀子(神戸市) 50音順、敬称略

★皆さんの感想やご意見をお待ちしております。

ラッセホール オータムフェア 2013

レストランパーティープラン

予約制 2日前までに
ご予約ください

11:00~21:00の間(2時間制)
8名様~100名様まで ※40名以上で貸切OK

お一人様
お料理Aプラン¥2,480⇒¥1,980
お料理Bプラン¥3,480⇒¥2,980 (税込)

飲み放題付 お一人様 上記プランにプラス¥1,000
ビール・ウィスキー・焼酎・赤白ワイン・ウーロン茶・ジュース

ご予約・お問合せは TEL.078-291-1311

078-291-1117 (代表)
FAX.078-291-0333
〒650-0004 神戸市中央区中山手通4-10-8
http://www.lassehall.com

焼酎・日本酒・ハイ
開催中

松茸会席 ¥3,500 (税込)

2名様よりご利用できます

11:00~14:00 17:00~21:00

先付……………松茸煮し
造り……………季節の魚二種盛り
炊き合わせ…飛龍頭
焼き物……………松茸と秋刀魚の変わり焼
揚げ物……………海老と松茸の天婦羅

前日までにご予約ください。

蒸し物……………松茸入り茶碗蒸し
留碗……………松茸土瓶蒸し
ご飯……………松茸御飯 香の物
水菓子……………季節に熟するもの

秋の味覚コース 各¥1,980 (税込)

1名様よりご利用できます

◆和食席
前菜……………柿膳 三つ葉 いくら
造り……………鯛 鮪 あしらえ色々
炊き合わせ…焼き茄子と秋刀魚の蒸し物
焼き物……………鮭の柚庵焼 プチ焼き芋 栗の葉餅
揚げ物……………太刀魚のあら揚げ
ご飯……………栗ご飯 香の物
留碗……………合わせ味噌汁立て
水菓子……………季節に熟するもの

◆洋食コース
オードブル…合鴨スモーク 黒胡椒風味
スープ……………オニオングラタンスープ
(メインディッシュは下記の①魚、②肉料理からお選び下さい)
①魚料理……………目板カレイのムニエル バターきのこソース
②肉料理……………牛ロースのステーキ
季節のサラダ
パン又はライス
デザート
コーヒー又は紅茶

第40回教育課程編成講座

後期講演 (8月7日)

「子どもの声に耳を傾けてみませんか？」

～川西市子どものオンブズパーソンのとりくみから～

講師：井上寿美さん

(関西福祉大学・川西市子どもの人権オンブズパーソン)



井上 寿美さん
関西福祉大学・川西市子どもの人権オンブズパーソン

なぜ、「子どもの声に耳を傾ける」ことを大切にしているのか

罪を犯した子どもと向き合う弁護士さんの話を聞いた。事件の内容、子どもの年齢や性別は異なるが、多くの子どもから「こんなに話を聞いてくれるおとながいたんだ」と言われるらしい。弁護士さんに話を聞いてもらうまで、自分の思いを受け取ってもらえた経験がなかったのだろう。子どもが罪を犯さないようにするために、子どもの声に耳を傾けることが大切であると感じた。

また、社会に背向け閉じこもってしまうような子どもと向き合う臨床心理士さんも、子どもから同様の

「川西市子どもの人権オンブズパーソン」とは

「いじめ」「体罰」「虐待」などから子どもを守るため、川西市の条例で設置された常設の公的第三者機関。

子どもとその周りにいる人との人間関係が難しくなった時、子どもにとって一番いいこと、「子どもの最善の利益」をめざし、子ども自身が問題解決をおこなうことを助ける。

「子どもの権利条約」の考え方を広め、子どもの権利が大切に守られるように、子どもと子ども

にかかわるおとなを支援する。

オンブズパーソンの職務

対象は川西市内在住、在学、在勤の18歳未満の子ども。一人ひとりの子どものSOSを受けとめ、子どもがおかれている問題状況の具体的な解決を支援する「個別救済」と、子どもの救済から見えてきた課題などについて、必要があると認められる場合、市の機関に対して是正を求める「勧告」や、制度改善を求める

「意見表明」をおこなう。

具体的な活動

「相談活動」電話や面談

で子どもの話を聞き、子どものエンパワメントを支援する。子どもに関わることであれば、おとなからの相談も受けつける。

「調整活動」問題解決のために、子どもをとりまく人間関係の修復、再構築をめざす。子どもの思いをおとなに、おとなの思いを子どもに伝え、対話を通して人と人をつなぐ。

「調査活動」人権救済の申し立てがおこなわれた時

に、聞きとりを中心とした調査を実施。調査の結果、必要があると認められる場合、関係する市の機関に対して勧告や意見表明をおこなう。

「広報・啓発活動」電話カードやリーフレットなどを配布。市内小学3年生が市役所見学で事務局を訪問したさい、紙芝居などを使って制度説明。年次報告会の開催、トライやる・ウィークの受け入れ、研究会・講演など。

2012年次相談状況

相談件数198件(延べ

687件)と増加傾向。相談者の割合は子ども、保護者、保護者以外のおとなの相談がほぼ同数となった。

◆◆◆

活動からみえる子どもの現状

「子ども自身の問題」だけでは解決できない案件が増加。背景には複雑な問題が絡んでいる。家族全体のしんどさがあり、常に不安定要素を抱えている。そのため、1つの機関(学校)だけで子どもを支えることが難しく、他機関と連携した支援が必要となる。子どもからの相談、おとなからの相談、ともに「いじめ」

に関するものが増加。単発で終わるものから継続的な支援が必要なものである。

昨年の相談から見えてきたことは、中卒後、高校につながっておらず就労していない高校年齢の子どもがしんどさ。行き場がなくて困っていたり、進路に悩んでいたたりする。このような子どもの受け皿となる機関が少ない。家庭でも、学校でもうまくいっていない場合、居場所がなくなる。子どもが安心して過ごせる第3の居場所が地域に求められている。

子どもが自分で歩き始める一歩の手伝いに

子どもが自分で歩き始める一歩の手伝いに

人と一緒に生きていきたい」という、子どものメッセージではないか。例えば、先生との関係がしんどいと思っている子どもは、実はその「先生と一緒に生きていきたい」と思っているのだらう。

は子ども本人は自覚していないかもしれないけれど、その子ども自身が「自分」というものを経験している。だから、相手を理解しようとするのではなく、本人から教えてもらおうという気持ちで先生や子どもと向き合うようにしている。

を、インフォメーションではなくメッセージとして受け取りたい。相手のことを100%分かった人ではなく、90%分かりたいと思う人でありたい。分からなくてもよい10%を残しておくことが大事かもしれない。



に関わり始めたということである。だから、子どもから「教えてもらおう」ということは、すごいパワーのあることだ。子どもが、たった一人でもいいから、「話を聞いてくれる人がいる」と思えることは、子どもが自分で歩き始める一歩につながっていくに違いない。

子どもに「教えてもらおう」という「理解」しようと思っ

子どもと向き合う時、つ

子どもを前にすると、私が

い」とは言えない。困っている子を前にすると、私が何をするか、私に何ができるのかという問いが立つ。

子どもの傍らにいるという

わからないことは教えてもらおう。「何があったの?」「どう感じているの?」と尋ねたときに教えてくれるということは、子ども自身が語り始めたということである。自分の人生に主体的



子どもが話していること

子どもが話していること

子どもが話していること

子どもが話していること

交通災害共済の3つの補償

国内外OK

1. 交通災害補償

交通事故によるケガを補償
交通機関によって生じた事故や校舎内廊下での不慮の事故等により死傷した場合補償します。

国内外OK

2. 一般傷害補償

ほとんどすべての傷害事故*によるケガを補償
スポーツ中や日常生活での事故により死傷した場合補償します。

*急激、偶然、外来の事故

国内のみ

3. 個人賠償責任補償

他人を死傷させたり他人の財物を壊したりして法律上の賠償責任*を負った場合補償します。

*自動車等の所有・使用・管理に起因する損害賠償や職務隊行に直接起因する損害賠償は補償の対象となりません。

個人賠償責任補償は、組合員ご本人がご契約されれば、ご家族全員(契約者または配偶者と生計を共にする、同居の親族・別居の未婚の子を含みます)が補償されます



教職員共済



資料請求
お問い合わせ

教職員共済生活協同組合
兵庫県事業所

〒650-0004
神戸市中央区中山手通
4丁目10-8
ラッセホール4F

電話 (078) 221-9730
FAX (078) 221-1199

承 11-56-10(1203)

・個人型(1口~10口)と家族型(1口または2口)どちらかを選択できます(家族型はご家族全員が補償対象となります)

・この共済は教職員共済協の「交通災害共済」と、損害保険会社の「普通傷害保険」「家族傷害保険」を組み合わせたものです。

※ご契約にあたっては必ずパンフレットおよび重要事項等説明書(契約概要・注意喚起情報)をご覧ください、制度内容をご確認ください。